

原子力損害賠償支援機構よりのお知らせ

～原子力損害の賠償請求等に関する各種相談窓口について～

東京電力の福島原子力発電所事故により生じた損害に関して、賠償手続が進められていますが、被害者の方々の多くは損害賠償の請求・申立てにおいて様々な困難に直面しております。

原子力損害賠償支援機構（以下、「機構」という。）は、原子力損害の賠償が迅速かつ適切に実施されることを目的として政府等の出資により設立された法人であり、東京電力に対する損害賠償の請求・申立てに関して、東京電力とは異なる第三者の立場から、被害者の方々に寄り添い「親身親切」に相談に応じ、必要な助言と情報提供を行うべく、以下の通り様々な相談窓口を開設しております。

特に、①では賠償請求や申立てに関する手続き、各種公的支援制度等に関する情報提供を、②・③では、「損害賠償とはそもそも何か?」「東電に対する賠償請求以外にどのような請求手続きがあるか」など、損害賠償の請求・申立てに関する個別の法律相談を行います。

機構の各種相談窓口

① 行政書士による賠償請求に関する電話での無料の情報提供

- ・ 電話番号 **0120-013-814**（フリーダイヤル）
- ・ 受付時間 10時～17時（土日祝日含む。年末年始を除く）

② 弁護士による無料の対面相談（事前予約制）

【東京本部】

- ・ 予約電話番号 **0120-013-814**（フリーダイヤル）
（土日祝日含む。年末年始を除く。受付時間は10時～17時）
- ・ 実施日 毎週月・水曜日

【福島事務所】

- ・ 予約受付専用電話番号 **0120-330-540**（フリーダイヤル）
（土日祝日含む。年末年始を除く。受付時間は9時～17時）
- ・ 実施日時 10時～18時（土日祝日含む。年末年始を除く）

③ 弁護士・行政書士等による専門家チームによる巡回相談

- ・ 問い合わせ先 下記福島事務所まで

【機構東京本部】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-5 共同通信会館5階
電話 03-5575-3813

【機構福島事務所】

〒963-8002 福島県郡山市駅前一丁目15-6 明治安田生命郡山ビル1階
電話 024-953-6222（代表）

東京電力からのお詫びと賠償のご請求についてのお願い

このたびの福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故により、被害を受けられたみなさまはもとより、広く社会のみなさまに大変なご迷惑、ご不安をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

ご被害者のみなさまへの賠償につきましては、原子力損害賠償制度に基づき、本年9月27日より本賠償の受付を開始させていただいており、現在、平成23年11月30日までに被られた損害につきまして、裏面一覧表に記載の損害項目毎に、ご請求書式をご用意させていただいております。

下記の電話番号（通話料無料）にてご請求書式の発送とご相談を承っております。本件事故により損害を被られた方や、賠償のご請求につきましてご不明な点がおありの方は、大変お手数ではございますが、**先ずは弊社コールセンターへ**ご連絡くださいますようお願い申し上げます。

東京電力株式会社

福島原子力補償相談室（コールセンター）

0120-926-404

（受付時間／午前9時～午後9時）

ご請求書式	対象地域	対象となる損害（当社原子力発電所事故と相当因果関係のあるものに限る）
個人さま用	避難等対象区域内	避難生活等による精神的損害、避難・帰宅費用 等
	避難等対象区域外	避難等対象区域内に勤務地がある場合の就労不能損害 等
農業者さま用	避難等対象区域内	政府による避難指示等に係る損害として被られた逸失利益 等
	避難等対象区域外の出荷制限指示等対象地域 等	出荷制限の指示等に係る損害として被られた逸失利益、廃棄費用 等
法人さま・個人事業主さま用	避難等対象区域内	避難指示等に伴い、営業が不能になる又は取引が減少する等、事業に支障が生じたことによる減収 等
農林水産物の加工業・食品製造業及び流通業者さま用（出荷制限指示等）	避難等対象区域外	出荷制限指示等に伴い、当該品目又はその加工品の販売の断念を余儀なくされる等、事業に支障が生じたために生じた減収 等
農林水産物の加工業・食品製造業及び流通業者さま用（風評被害）	福島県(避難等対象区域外)	風評被害による減収 等
	福島県以外	主たる原材料が風評被害の認定の対象となる農林水産物である加工品に関して被った損害 等
製造業者さま用	福島県(避難等対象区域外)	風評被害による減収 等
	福島県以外	政府等の指導等を受けた上下水処理等副次産物およびそれを原料とした製品の風評被害による減収 等
サービス等業者さま用	福島県(避難等対象区域外)	商品またはサービスの風評被害による減収 等
	福島県以外	H23.5 末までに外国人が来訪して提供する又は提供を受けるサービスが解約されたことで発生した損害 等
観光業者さま用 A（風評被害）	福島県(避難等対象区域外)、茨城県、栃木県、群馬県内	風評被害による減収 等
観光業者さま用 B（風評被害）	福島県、茨城県、栃木県、群馬県以外の都道府県	風評によってH23.5 末までに生じた外国人観光客の解約に伴う減収 等
輸出入	避難等対象区域外	輸出先国の輸入拒否、輸出先国等の要求による検査費用及び輸入規制の影響による追加的費用 等
間接被害	避難等対象区域外	「福島第一原発事故」の第一次被害者との取引に代替性がないことから生じた減収 等
その他	全て	その他「福島第一原発事故」と相当因果関係のある損害